

回答
ANSWER

質問
QUESTION



おひら ふうみ お
大平 文雄

直接税（住民税・固定資産税）の滞納状況と解消施策は

人材育成を図りながら できる限りの手段を講 じ滞納処分を行います

〔税務課長〕

質問 直接税は、行政が決定した毎年度の税額は納付する義務があります。

しかし、毎年、経常的に滞納が発生しています。

平成30年度決算において、当町の町民税および固定資産税の合計で、約500万円不納欠損額として計上され

ています。

地方税法第18条によると、地方税は納期限から5年を経過すると

時効により納税義務は消滅します。ただし、同条第3項の規定により民法の消滅時効に関する規定が準用されており、民法第147条の規定により以下の事由で時効は中断します。

①請求 ②差押え、仮差押えまたは仮処分

③承認
すなわち、時効の中断とは、前記の事由があったときに「リセット」されます。その翌日から起算してさらに5年後が新たな時効となります。

当町でも地方税の滞納解消に向けて日々の努力は十分評価に値します。しかし、滞納解消に向け成果が求められることは当然です。

現在、当町の住民税・固定資産税の累計的な滞納はどのような状況ですか。

回答 住民税は、平成30年度の現年度課税分は、1050万円が未収となり、滞納繰越分の調定額（累計額）は、平成31年度が最も多く、4020万円です。

固定資産税の滞納状況は、平成30年度の現年度課税分は1280万円が未収となり、平成31年度に滞納繰越額として繰り越されました。

質問 滞納解消に向けて日々どのような行動をとり、その結果、解消に向けた具体的な成果はどのようなようになっていますか。

回答 差押えを終了した後に納税折衝に移行する差押え中心

の攻めの滞納整理事務を方針として進めています。

平成29年度から30年度に行った預金の差押えは、換価収入が減る結果となりましたが、差押えを行った後に分納誓約につなげました。分納誓約書の締結は、預金の差押えと同様に時効の延長となり、徴収機会を確保するものです。

現在、当町の税務課職員を県税事務所に派遣し、県税職員として町民税の滞納処分を行いつつながら技術の習得

に努めており、すでに成果を上げ始めています。

今後も、県へ職員派遣を定期的に実施し、債権管理・回収に携わる人材育成と確保を図りながらできる限りの手段を講じて滞納処分を行っていきたいと考えます。

大多数の納税義務者は納期内に納税義務を履行しておられ、真面目に納付されている納税者の税務行政に対する信頼を裏切ることにならないよう努めます。



笑顔で対応する税務課職員